

平成 25 年度 地震被害想定検討状況について

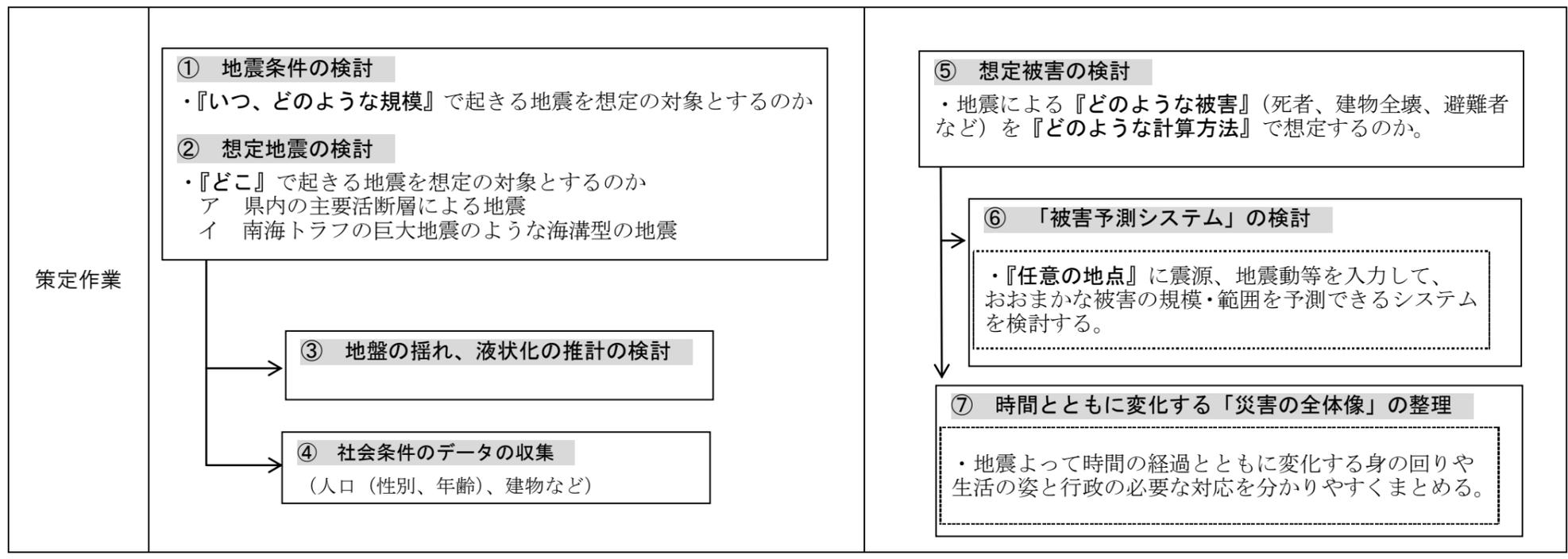
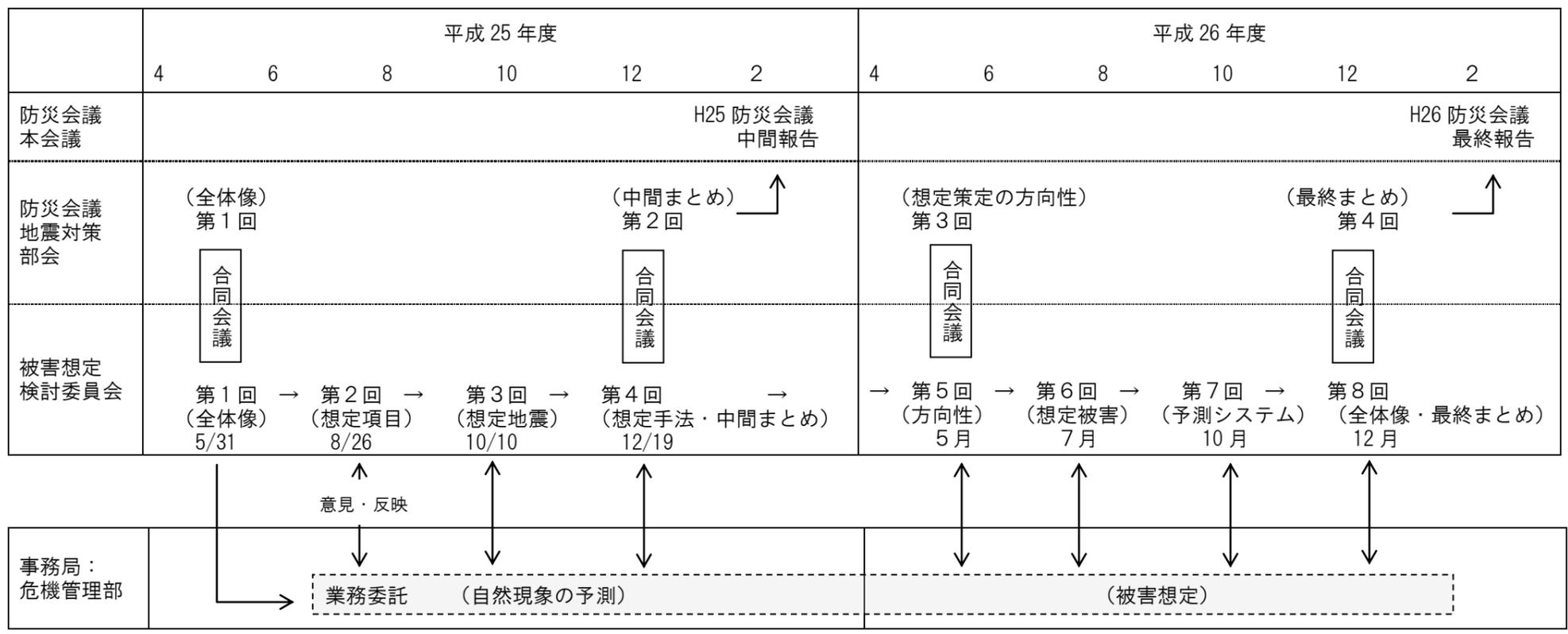
1 地震被害想定検討の目的

平成 23 年の東北地方太平洋沖地震といったこれまで想定していなかった場所・規模の地震の発生や、将来起こりうると言われている南海トラフ巨大地震に備えることのできる実践的な新たな被害想定を策定する。

2 検討スケジュール及び検討体制について

(1) 平成 25 年度、平成 26 年度の 2 箇年において検討を行うことし、平成 25 年度においては想定地震の選定、地震の揺れなどの自然現象の予測について、平成 26 年度においては、建物倒壊などの被害想定の見直しと被害予測システム、災害の全体像の取りまとめを実施する予定

(2) 長野県防災会議の部会（防災会議条例第 4 条設置）である地震対策部会において地震対策全般の検討を行うとともに、地震対策部会に設置した地質、地震工学、防災対策の専門家からなる第 3 次長野県地震被害想定検討委員会において地震被害想定に関する具体的な検討を行っている。



県民、地域、市町村、県などが一体となった地震対策の強化に活用

① 被害想定によって避難者・備蓄等について具体的にどの程度備えるべきかの目安が分かる (想定被害)。

② 起こりうる被害の姿を具体的に示すことで、地震対策に必要な正しい知識を普及することができる (全体像)。

③ 地震発生直後の情報の空白期において、地震情報から被害を予測し、迅速な初動対応をスタートすることができる。  
(予測システム)

### 3 平成25年度の検討状況について

(1) 平成25年度においては、次のとおり地震対策部会及び地震被害想定検討委員会を開催した。

	開催期日	検討内容
第1回検討委員会 (部会との合同会議)	H25. 5. 31	検討体制について 既存の県及び国の被害想定について 被害想定の見直しに関する基本的考え方について
第2回検討委員会	H25. 8. 26	被害想定の見直しに関する基本的考え方について 被害想定項目について
第3回検討委員会	H25. 10. 10	被害想定結果の提供方法について 想定地震、自然現象の予測について
第4回検討委員会 (部会との合同会議)	H25. 12. 19	想定地震、自然現象の予測について 被害想定手法について

(2) 部会及び検討委員会における議論を踏まえ、次の事項に重点を置いて、被害想定策定を進めていくこととした。

- ① 平成12年度及び平成13年度に実施した「地震対策基礎調査」(以下「地震対策基礎調査」という。)の内容を踏まえ、最新の科学的知見、手法を反映したものとする。
- ② 東日本大震災や長野県北部地震など近年国内で発生した地震での被害状況などを踏まえ、そこから得られる課題や教訓を反映したものとする。
- ③ 長野県の地域特性(年齢構成、生活様式、観光動向などを含む。)を反映したものとする。
- ④ 想定した被害に対して、必要かつ有効な地震対策を検討し、県民、市町村の具体的な地震対策・行動に結びつく内容とする。  
(防災教育など幅広く活用できる内容とする。)